

9 生活指導について

(1) 生活指導の目的

- ア 基本的生活習慣を身につけさせ、規律ある生活態度を確立させる。
- イ 社会的規範意識を涵養し、問題行動を未然に防止する。
- ウ 交通事故を防止するために、交通安全指導を徹底する。
- エ いじめ防止対策を徹底し、いじめを許さない体制を確立する。

(2) 生活指導の内容

以下の行為は指導の対象とします。注意してください。

○暴力行為・暴言等

暴力行為・暴言は、どのような理由であれ、程度の大小を問わず一切認めません。違反した者は、厳しく指導します。

また、いじめにつながるような行為や言葉による暴力も同様です。

○SNSなどへの誹謗中傷（悪口・そしり）の書き込みなど

SNS・ツイッター・ブログ等に他人の悪口や人を傷つけるような言葉、写真、動画、個人情報を書き込んだり、投稿したりすることは、指導の対象となります。

○窃盗

校内において、学校や他人の物を盗む者に対しては厳しく対応します。

○施設・設備への破壊行為

学校の施設を汚したり、破壊したりしたときは、指導するとともに弁償してもらいます。

○喫煙・飲酒

成年・未成年を問わず、校内、ならびに学校の近辺（学校から最寄り駅 までを含む）における登下校中の喫煙・飲酒は禁止します。また、飲酒状態での登校も禁止します。

なお、校外学習（芸術鑑賞教室・ボウリング大会等）時も同様です。

○危険薬物類の所持・使用

危険薬物（覚せい剤・合成麻薬・大麻・危険ドラッグ等）の所持・使用は犯罪です。発見した場合は、ただちに警察等への連絡を行います。

○教職員への暴力行為・暴言等

教職員に対する暴力・暴言についても程度の大小を問わず指導の対象とします。

○車両通学

原則として、成年・未成年を問わず学校の近辺（学校から最寄り駅 までを含む）における車両通学（自動車・オートバイ・原付等）は禁止します。校外学習時（芸術鑑賞教室、ボウリング大会等）も同様です。また、やむを得ない事情で保護者に送迎してもらい以外、車両等での送迎は禁止します。

○考査等における不正行為

定期考査におけるカンニングなどの不正行為に対しては厳しく対応します。

○迷惑行為

チケット売買の強要、恐喝、授業妨害など他人の迷惑になるような行為は禁止します。

○授業中の携帯電話・ゲーム機・音楽プレーヤー等の使用

授業中に、授業に関係ない物（携帯電話・スマホ・ゲーム機・音楽プレーヤー・本・雑誌・漫画等）を使用したり、読んだりしない事。注意を受けても使用をやめない場合は、一時的に預かる事もあります。

○危険物持ち込み

ナイフ等武器となり、人を傷つける可能性のある物の持ち込みは禁止します。発見したときは、ただちに没収します。場合によっては、警察に連絡することもあります。

○無断早退・無断外出・授業の中抜け

授業時間・休み時間を問わず、無断早退・無断外出、授業の中抜けを禁止します。

○靴の履き替えについて

校舎内での土足は禁止します。校舎内は上履き、体育館では体育館履きを履いてください。

○学習に関係ない物の持ち込み

学習や授業に関係ない物は原則として学校に持って来ないこと。学校に持参した場合は、登校時から下校時まで職員室にて預かります。ロッカー、下駄箱は必ず施錠すること。

○校舎内の立入禁止区域への立ち入り

原則として、使用教室以外の場所には行かないこと。特に、定時制では使用していない南棟校舎・トイレ・体育館裏・給食室裏へは立ち入らないようにしてください。

○部外者の校内立ち入り

本校関係者以外の者の校内への立ち入りは禁止します。守らない場合は、警察に連絡することもあります。また、校内や校門近辺で不審者を見かけた場合は、教員に連絡すること。

○学校での政治活動

学校での政治的なビラ等の配布、政治的勧誘、政治的署名集め等の政治活動は指導の対象とします。